議

事 日 程 (第 Ŧī. 号)

Ŧī.

年

令

和

Ŧī. 條 市 議

会第四

回

十二月定例

会会議録(第四号)

令和五年十二月二十日(水曜日) 午前十時開議

令和五年十二月二十日 (水曜日)

第 一	第四十六号	五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
	第四十七号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
	第四十八号	五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	第四十九号	五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	第五十二号	市立五條文化博物館に係る指定管理者の指定について
	第五十三号	五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定について
	第五十四号	五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定について
	第五十五号	五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定について
	第五十八号	令和五年度五條市一般会計補正予算(第七号)議定について
第 二	第 五十号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
	第五十一号	市道路線の認定について
	第五十六号	五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定について
	第五十七号	五條市観光交流センターに係る指定管理者の指定について

-141 -

~

第五十九号 五條市国民健康保険税条例の一部改正について当他市権サダ液オンターに得る計気管理者の打気

第六十一号

五條市手数料徴収条例の一部改正について

広都 五 面 正 正 正 正 こ<	出席議員(十二名)	日程第二までと追加日程選第五号上程まで本日の会議に付した事件	第 三 同第三十二号 五條市公平委員会委員の選任について 第 四 発議第 七号 定例会における一般質問の一人当たり持ち時間を従来の九十分にす 追加日程第一 議長辞職の件 追加日程第一 副議長辞職の件 追加日程第一 副議長辞職の件 追加日程第一 副議長辞職の件 第 一 選第 工号 議長の選挙について 第 一 選第 四号 副議長の選挙について 第 一 選第 四号 副議長の選挙について
田 山本山 佳 勝 俊 直	六五四三二一 番番番番番番番番		
佳 勝 俊 直	窪 吉 谷 中 秋 仲		っいて
	田 山本山		
秀正啓樹嗣嘉	佳 勝 俊 直		
	秀正 啓樹 嗣 嘉		

												説明のための出席者	欠席議員(なし)						
都市整備部長(土木管理担当)		あんしん福祉部長	すこやか市民部長	危機管理監	総務部長	市長公室長	技監	理事	教育長	副市長	市長			十二番	十一番	十番	九番	八番	七番
担 当 池	平	谷	久	中	櫻	西	善	石	井	福	平			大	藤	吉	山	福	岩
嶋	己		保	本	本	本	本	田	上	塚	岡			谷	富	田		塚	本
日田					茂樹						清司				美 恵 子			実	孝

○議長(吉田雅範)ただいまから、去る十一日の散会前に引き続き本会議を再開いた○議長(吉田雅範)ただいまから、去る十一日の散会前に引き続き本会議を再開いた「記布漏れはございませんか。――。		事務局職員出席者		
味を再開いたします。	速記者 事務局次長 補佐 長	総務部次長 ・財政課長事務取扱	水道局長大塔支所長	西吉野支所長 岡 旦教育部長 全築住宅・まちづくり推進担当)
	中神辰小西	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	柴 榮 吉	・ ま 岡 名 上 ち
	嶋 農 巳 田 峯	HIZ	III ++ III	
	嶋 農 巳 田 峯	野	田林川	 迫井推 進 担
	大典大光久		裕 淳 佳	:民雅
	│ 輝 子 輔 章 美	哲	彦子 秀	、長浩朗

— 144 —

の定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整次に、議第四十八号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、国もって可決すべきものと決定いたしました。
い。初任給についても国の基準と全く同じである。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をまた委員から、五條市の給料は他市と比べ二号給程度安いのかとただしたのに対し、「五條市の号給がもともと二号給程度安いわけではな
との答弁がありました。
るよりであるとり当局り说月こより了承した次第でありますが、委員から、才原こついて、国からり甫力をよあるりかとこざしたりこすし、た国家公務員の給与に準じた改定及び地方自治法の改正に伴い会計年度任用職員に支給する勤勉手当を新設するため、本条例の一部を改正す
次に、議第四十七号(一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、令和五年八月七日の人事院勧告を踏まえて改定され紹て起立による扨決を行り(全員)致をもって否決すへきものと決定いたしました
いた Function And And And And And And And And And An
改定された特別職国家公務員の給与に準じて市議会議員の期末手当の支給割合について改正を行うため、本条例の一部を改正するものである
初めに、議第四十六号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につきましては、令和五年八月七日の人事院勧告を踏まえて
の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしたものであります。
本件は、去る十二月十一日の本会議において当委員会に付託され、十二日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者
八号の九議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
○総務文教常任委員長(福塚 実)ただいま議題となりました、議第四十六号から議第四十九号、議第五十二号から議第五十五号及び議第五十
〔総務文教常任委員長 福塚 実登壇〕
実委員長。
本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査を頂いておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会、福塚
議題といたします。
○議長(吉田雅範)はじめに日程第一、議第四十六号から議第四十九号、議第五十二号から議第五十五号及び議第五十八号の九議案を一括して

— 145 —

員から、 定され、 育所、 町九百三十番地の二。 千五百二十万円 三千七百四十三人、 間は令和三年四月一日から令和六年三月三十一日、 の指導についてただしたのに対し、 で行うと聞いている。 りますが、委員から、 二丁目五番地八号。 との答弁がありました。 課後児童支援員の資格要件が一 理を行うものであるとの当局 万円である。」との答弁があり、 定期間が五年となった理由についてただしたのに対し、 などがあるのかをただしたのに対し、 本案につきましては、 「放課後児童支援員について、 次に、 また委員から、 また委員から、 次に、 幼稚園に影響はないのかとただしたのに対し、 議第五十二号 議第四十九号 指定期間は五年が標準となり、 二年以内に研修を修了予定である者も放課後児童支援員とするとのことだが、 現在の指定管理者、 和室前の多目的室でにかわづくりを行うのかとただしたのに対し、 次期指定管理料提案額は 入館料収入は五十七万四千三百四十円である。」との答弁があり、 指定の期間は令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの五年間であるとの当局の説明により了承した次第で 」との答弁があり、 代表者は文化財の修復をしていると伺っているが、市立五條文化博物館でにかわの製造などをした場合、 慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。 指定管理者となる団体の名称は一般社団法人日本文化資産支援機構。 本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。 市立五條文化博物館に係る指定管理者の指定につきましては、 五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては の説明により了承した次第でありますが、 計画を持って研修を受けるものとしていることから、 部変更されたことに伴い、 委員から、 「指定管理者には、 「にかわの製造について相談があり市の所管課で対応している。 指定期間、 博物館の施設の特性を鑑み指定期間を五年とした。 委員から、 年間で二千三百八十八万二千円である。 現在の指定管理料と比べて差があるのかをただしたのに対し、 管理料、 管理料は一年間で二千五百二十万円、三年間で七千五百六十万円、 博物館の草刈りについて、 「私立、 基本的な業務として常々お願いをしている。 「今回の応募は一団体のみである。 所要の改正を行うものであるとの当局の説明により了承した次第でありますが、 入館者数及び入館料についてただしたのに対し、 公立ともに認定こども園となっており、 委員から、 何度注意しても草刈りをせず放置しているが、 基準が変わっても、 、今後、 」との答弁がありました。 「一次加工は別の場所で行い、 施設の名称は市立五條文化博物館、 委員から、募集に対する応募者数、 担当者として心配はないのかとただしたのに対 本年度、 五年間の指定管理料提案額は 代表者は、 研修修了者の確保が容易になると考えている。 」との答弁がありました。 新指定管理者制度に関する基本方針 」との答弁がありました 代表理事杉本 影響はない。 現在の公立の認定こども園 「現在の指定管理者は 「現在の指定管理料は 本案につきましては 最終的な工程を多目的室 」との答弁がありました 令和四年度入館者数 洋、 億 住所は 指定管理料及び指 位置は五條市 一千九百四 防火上の制約 玉 指 后定管理 は五條市 積 [の定める放 一年間で一 私立 慎 舎 重審 + -が 改 新町 Ĺ 者 北 の 委 期 は あ 山 保

三号。 資料館、 決を行い、 Ŋ 野町和田二百九十八番地の一。 致をもって可決すべきものと決定いたしました。 の在り方を検証したいと考え、 ありますが、委員から、 善を勧告し、最終的にそれでも改善が見られない場合は指定の取消しとなる。」との答弁がありました。本案につきましては、 場合によっては指定管理職員から聞き取りし管理状況を確認している。 査を経て採決を行い、 て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。 ていると思うが、契約違反に対する罰則をただしたのに対し、「事実確認の上、 指定管理者に対する指導体制をただしたのに対し、 百四番地 一丁目六番六号。指定管理者となる団体の名称は特定非営利活動法人大和社中、 三丁目三番一号。指定管理者となる団体の名称は特定非営利活動法人維新の魁・天誅組。 次に、議第五十五号 次に、 次に、 賀名生梅林にも隣接する立地である。 指定の期間は令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までであるとの当局の説明があり、 議第五十四号 位置は五條市西吉野町賀名生五番地。 議第五十三号 全員 指定の期間は令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までであるとの当局の説明により了承した次第でありますが、 致をもって可決すべきものと決定いたしました。 全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定につきましては、 指定管理期間の標準が五年のところ、この施設を三年としたことについてただしたのに対し、 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定につきましては、 五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定につきましては、 指定期間を三年とした。」との答弁がありました。本案につきましては、 指定の期間は、 また、 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までであるとの当局の説明により了承した次第で 指定管理者となる団体の名称は和田自治会、 地域の拠点でもあること等を踏まえ、公と民の連携を深め地域の活性化につながる管理運営 「指定管理業務については、 」との答弁があり、 代表者は理事長中 ロ頭での指導を行い、それでも改善されない場合は文書で改 毎月定例報告書を確認し、 施設の名称は五條市新町まちや館、 施設の名称は五條市立民俗資料館、 代表者は、理事長柴田知啓、 代表者は、 委員から、 純宏。 施設の名称は五條市賀名生の里歴史民 本案につきましては、 自治会長山本吉昭。 市の思わない形の管理には当然指導 慎重審査を経て採決を行い、 その上で現地確認も行っている。 住所は五條市五條三丁目 住所は五條市丹原 「施設は国道沿いにあ 慎重審査を経て採 住所は五條市西吉 位置は五 位置は五 慎重審査を経 委員 條市 條市本町 番二十 全員 (から 町四 新 俗 町

ന 追加 万六千円を追加し、 次に、 議第五十八号 森林環境税創設に伴うシステム改修費、 総額で百九十四億六千六百四十三万四千円とするもので、歳出予算の主な内容は、 令和五年度五條市 般会計補正予算 障害福祉費の扶助費、 (第七号) 議定につきましては、 子ども福祉医療費、 生活扶助費等の生活保護費、 歳入歳出予算の総額に、 ふるさと五條市応援寄附金業務経費 それぞれ六億 共同墓地 |の災害復旧 百 $\overline{+}$

○議長(吉田雅範)御異議なしと認めます。よって本案は、討論を省略することに決しました。
〔「異議なし」の声あり〕
お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。
○議長(吉田雅範)質疑を終わります。
〔「なし」の声あり〕
ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。
去る十一日に行いました議案審議において既に終了しております。
○議長(吉田雅範)この際、議員各位に申し上げます。委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は
以上、御報告申し上げます。
て可決すべきものと決定いたしました。
境整備のために補助金を創設するものである。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもっ
ら補助がなく、市営墓地等の供給がなかなかできていない現状を鑑み、自治会または集落などの構成員が共同使用している墓地を対象に、環
十名ほど多かったことによる。」との答弁があり、委員から、共同墓地災害復旧事業補助金の対象等についてただしたのに対し、「今まで何
また委員から、生活保護費の医療扶助費の追加六千万円の要因をただしたのに対し、「当初見込みより入院患者等が八月までに前年より二
三千万円と見込んでおり、その寄附額を一旦積立するものである。」との答弁がありました。
九万四千円の二分の一以上を、地方財政法第七条に基づいて積立をしたものである。ふるさと五條市応援寄附金については、寄附額の増加を
基金への積立の財源をただしたのに対し、「減債基金二億円、子ども支援基金二億円については、令和四年度の決算剰余金七億五千二百二十
だしたのに対し、「令和五年度の委託事業者は株式会社アースコーポレーションである。」との答弁があり、委員から、減債基金積立金等の
出との均衡を図ったものであるとの当局の説明により了承した次第でありますが、委員から、ふるさと五條市応援寄附金業務の委託業者をた
を、寄附金において三千万円を、繰越金において四億八百八十七万七千円をそれぞれ追加し、市債において一千三百万五千円を減額して、歳
地方交付税において九千三百九十八万五千円を、国庫支出金において六千七百七十三万一千円を、県支出金において一千四百六十二万八千円
に係る補助金、令和四年度決算剰余金等の基金への積立や、国費及び県費精算による返還金等を追加するものであり、歳入予算の主な内容は、

これより、議第四十六号 五條市議会議員の議員報酬に関する条例の一部改正について採決いたします。
副手(言臣邪筆) 従身調えしと話を 2017 102 17 スタル 言語を全町 77 こといおし 20した

の給与の種類に勤勉手当を加えるための告申し上げます。 日本しました委員会において、提案者の は、地方自治法の一部を改正する法律が	本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し御審査を頂いておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会、山口耕括して議題といたします。 〇議長(吉田雅範)次に、日程第二、議第五十号、議第五十一号、議第五十六号、議第五十七号、議第五十九号及び議第六十一号の六議案を一	○議長(吉田雅範)御異議なしと認めます。よって、本八議案は原案のとおり可決されました。 〔「異議なし」の声あり〕	○議長(吉田雅範)起立なしであります。よって、本案は否決されました。 「賛成者起立」 本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は否決であります。 なお、この採決は起立により行います。
--	--	--	---

理の中で、 現場を確認し、ガードレールや法面のロックネットの補修など四十二か所について、きちんと整備していただくよう要望している。 との当局の説明により了承した次第でありますが、 ば が が から、 弁がありました。 ネットもかなり老朽化している。移管にあたり県がどの辺りまで整備を行うのかをただしたのに対し、 ŕ 代九番三地先までの延長一千四百八十三メートルであり、 Ŋ につきましては、 かをただしたのに対し、 の当局の説明により了承した次第でありますが、 規定整備を行うのに準じ、 寺町二千二百五番地。 ており、 一十三号。 いあり、 次に、 また委員から、 次に、 ならない。」との答弁がありました。 また委員から、 移管される路線について、市道名は阪本小代線とし、 番いいの 「バ 指定期間は基本的に五年であるとのことだが、 イパス整備の完了は今年度末頃になると奈良県から伺っている。 委員から、 議第五十 一名は総務係、 議第五十六号 指定の期間は令和六年四月一日から令和七年三月三十一日の一年間であるとの当局の説明により了承した次第でありますが、 老人憩の家の在り方について検討を行ったが、 か 本案につきましては、 大変長い路線でセンターラインのない道である。 慎重審査を経て採決を行い、 その辺りをこの一年間でまず検討してまいりたい。 老人憩の家の利用者数及び指定管理料をただしたのに対し、 号 移設等の今後についての考えをただしたのに対し、 指定管理者となる団体の名称は特定非営利活動法人大和社中、 もう一名は簡易水道係の施設管理等を担っている。」との答弁があり、委員から、 市道路線の認定につきましては、 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定につきましては、 「給料表の改定後は、 会計年度任用企業職員についても同様の措置を講じる必要があることから、 慎重審査を経て採決を行い、 全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。 一名当たり年間二十八万五千八百五十二円上がる予定である。 委員から、 委員から、国道百六十八号バイパス整備の完了と市道認定の時期についてただしたの 本施設の指定期間を昨年同様に一年とした理由をただしたのに対し、 老朽化も含め結論を導き出すに至らず、 道路幅員につきましては最小幅員五・四メートル、最大幅員十・〇メートルである 認定範囲は、 国道百六十八号バイパス整備による旧国道移管に伴い、 現在該当する職員数と業務内容をただしたのに対し、 トンネル内の排水が悪く、 全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。 もし廃止の方向に行くならば、 起点五條市大塔町阪本五百四十二番五地先から、 市道認定は今議会の議決後になる。」との答弁がありました。 「利用者の方々にお話を聞い 「令和四年度の利用者数は二千六百七十一名、 代表者は理事長中 施設の名称は五條市立老人憩の家、 ガードレールやカーブミラー、 再度一年間の指定管理とした。」との答弁 その跡地利用についても共に考えなけれ て、 本条例の規定を整備するものであると 「令和四年度に県の担当職員と徒歩で 純宏。 今後どの施設を利用していただくの 今までの支給額から幾ら上がるの 」との答弁がありました。 住所は五條市五條一 新規に認定を行うもので 「水道局では二名が該当し 終点五條市大塔町 位置は五條市 「今年度の指 今年度十一 落石防止の防 二丁目 との答 月末 定管 委員 に対 本案 霊 番 護 小 安

ŋ ロデュース、 現在では二千百六十三名である。 市 産 満点に換算して、 ただくことになっている。 興等の目的を十分理解していただき、従来どおり観光案内等も行っていただく予定である。 ターで行っている事業は今後どうなるのかをただしたのに対し、「指定管理者には、 び能力を有している点が評価されたと考えている。」との答弁があり、 ました 非公募とした。」との答弁がありました。本案につきましては、 上限としている。 KGに決まった一番大きな要因をただしたのに対し、 ますが、委員から、 條市野原西一丁目九番二 一百八十七の三。 B級野菜の安価での販売である。 また委員から、 また委員から、 次に、 内で店舗を営業し、 委員から、株式会社TKGが行うとしている事業内容をただしたのに対し、 議第五十七号 市の特産品を使った飲食の提供、 指定の期間は令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの五年間であるとの当局の説明により了承した次第であり 」との答弁があり、委員から、 株式会社TKGは七十九・七点、 応募のあった三者の名前と評価点をただしたのに対し、 指定期間を残して撤退するような場合の規定についてただしたのに対し、 指定管理者の応募者数についてただしたのに対し、 地元産の卵も使用していることから、 一十号。 五條市観光交流センターに係る指定管理者の指定につきましては、 」との答弁がありました。 指定管理者となる団体の名称は株式会社TKG、 昨年度の十一月末と比較すると百五十四名増加している。 」との答弁があり、 スイーツの販売等を市内で行っている。 大和社中のほかに応募者がいたのかをただしたのに対し、 西岡農園は七十四・七点、株式会社FOCUSは七十三・五点であった。」との答弁が 「事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員、 委員から、 特段地元の業者を圧迫することはないと考えている。 慎重審査を経て採決を行い、 地元業者を圧迫することにつながらないかとただしたのに対し、 「応募者数は三者である。」との答弁があり、 委員から、 「指定管理料をゼロ円で公募し、 代表者は代表取締役田中清照。 「地元産の卵を使用した飲食の提供、 会社の事業内容をただしたのに対し、 当初の設置目的である情報の発信、 」との答弁があり、 」との答弁がありました。 施設の名称は五條市観光交流センター、 令和六年度の指定管理料は九百五十九万五千円を 「途中での指定の取消しに関しては 全員一致をもって可決すべきものと決定いた 委員から、 応募のあっ 「今回は一年間ということもあ 住所は大阪府堺市美原区平尾 」との答弁があり 資産その他の経営の規模及 委員から、株式会社T スイーツの 五條市の観光交流セン た三者の評価点を百 地域活性化や観光振 「飲食店の経営やプ 違約金 販 位置 売 「現在も 委員 地 をい は 元 あ か 点 Ŧī.

決すべきものと決定いたしました

圧迫するような影響はないと考えている。

との答弁がありました。

本案につきましては、

慎重審査を経て採決を行い、

全員一致をもって可

他の業者を

「現在販売している価格帯などから、

近所に類似店もある。

官が民に影響を与えることに対しての配慮をただしたのに対し、

-151 -

口に来ていただいたら、 証明書の交付をして頂けるのかとただしたのに対し、 等の規定の整備を行うため、 との答弁があり、 るのかをただしたのに対し、 イナンバーカードに設定されている暗証番号でもなく、申請の都度発行されるものになる。」との答弁がありました あるいは各市町村で違うものなのかとただしたのに対し、「全国的に同じになる。」との答弁がありました。 た戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料四百円、 査を経て採決を行い、 ただしたのに対し、「社会保険については、 との当局の説明により了承した次第でありますが、委員から、国民健康保険と社会保険の方がおられるが、該当される方を何名と予定してい ることに伴い、国民健康保険税の産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額を行うため、 また委員から、 また委員から、マイナンバーカード、パスワードとの関係についてただしたのに対し、 次に、 次に、議第六十一号 一人当たり二万七千円程度の減額と考えられている。 議第五十九号 委員から、 例えば除籍謄本が必要な場合、 全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。 五條市手数料徴収条例の一部改正につきましては、戸籍法の一部改正等に伴い、戸籍証明の広域交付等に係る手数料 発行できるものになっている。」との答弁があり、委員から、 五條市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、 本条例の一部を改正するものであるとの当局の説明により了承した次第でありますが、 その六、七名の方にかかる保険税の減額は幾らになるのかをただしたのに対し、「今年度の国の予算規模による 「対象者となるのは国民健康保険被保険者の方で、例年の出産数から六、七名が対象になるかと考えている。 平成二十六年四月から開始されている。」との答弁がありました。 本籍地に郵便で請求していたものが、 除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料の七百円は、 「広域交付という形で対応が可能である。 」との答弁があり、 委員から、 地方税法の一 五條市の窓口で申請すれば、パスワードの発行や対象 市民への周知についてただしたのに対し、 「識別符号はマイナンバーとは別の番号になり、 社会保険では同様の減額措置がとられているのかを 部が改正され、 本人またはその配偶者、 本条例の一部を改正するものである 令和六年一月一日から施行され 全国的に統一されたものなのか 本案につきましては、 委員から、 直系の親族の方が窓 今回新設され 「広報等で 慎重審 7

以上、御報告申し上げます。員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

分かりやすく、理解していただけるよう努めてまいりたい。」との答弁がありました。

本案につきましては、

慎重審査を経て採決を行い、

全

○議長(吉田雅範)この際、議員各位に申し上げます

ております 委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、 議案についての質疑は去る十一日に行われた議案審議において既に終了し

-152 -

-153 -

○副議長(藤冨美恵子)配布漏れなしと認めます。 □加議案及び日程の配布漏れはございませんか。 □副議長(藤冨美恵子)追加議案及び日程を配布させます。	副 副 副 副 議 議 お議 吉議 議 長 長 諮長 田長 長
 副議長(藤冨美恵子)御異議なしと認めます。よってこの際、議長の選挙を日程に追加し、吉田雅範議員の入場を許可します。 「異議なし」の声あり〕 「異議なし」の声あり〕 〔「異議なし」の声あり〕 〔「異議なし」の声あり〕 〔「異議なし」の声あり〕 	
 □ 二、「「異議なし」と認めます。よってこの際、議長の選挙を日程に追加し、 □ 二、「「異議なし」の声あり」 □ 二、「「異議なし」の声あり」 □ 二、「「異議なし」の声あり」 □ 「異議なし」の声あり」 	情により議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

 ○十二番(大谷龍雄)選挙は投票でお願いしたいと思います。 ○副議長(藤冨美恵子)追加日程第一、選第三号を議題といたします。 ○計二番(大谷龍雄)選挙は投票でお願いしたいと思います。
--

議場の閉鎖を解きます。	投票を終了いたします。	○副議長(藤冨美恵子)投票漏れなしと認めます。	〔「なし」の声あり〕	○副議長(藤冨美恵子)投票漏れはございませんか。	〔各員投票〕	〔事務局長氏名点呼〕	事務局長に氏名を点呼させます。	て、順次、投票願います。	念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。白票は無効といたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ上、点呼に応じ	○副議長(藤冨美恵子)異常なしと認めます。	〔事務局次長投票箱点検〕	投票箱を改めさせます。	○副議長(藤冨美恵子)配布漏れなしと認めます。	〔「なし」の声あり〕	○副議長(藤冨美恵子)投票用紙の配布漏れはございませんか。	〔投票用紙配布〕	投票用紙を配布させます。	○副議長(藤冨美恵子)ただいまの出席議員数は十二名であります。	〔議場閉鎖〕	議場閉鎖いたします。	○副議長(藤冨美恵子)御異議がないようですので、議長の選挙は投票によって行うことに決しました。	〔「異議なし」の声あり〕	
-------------	-------------	-------------------------	------------	--------------------------	--------	------------	-----------------	--------------	--	-----------------------	--------------	-------------	-------------------------	------------	-------------------------------	----------	--------------	---------------------------------	--------	------------	---	--------------	--

 CDiamat (鹿屋真を子) 健要を行います。 2. Comat (鹿屋真を子) 健要を行います。 2. Comat (鹿屋美恵子) 建築の結果を報告いたします。 2. A (花塚 実議員 立票 2. A (花塚 実議員 工票 4. A (花塚 実議員) (市) (○創義長(藤富美恵子)開票を行います。〔議場開鎖〕
---	---------------------------

-157 -

 ○議長(福塚 実)御男議なしと認めます。 ○議長(福塚 実)御がとうございました。 (中職 吉田雅範登壇) ○議長(福塚 実)御がとうございました。 (「十番 吉田雅範登壇) ○議長(福塚 実)御がとうございました。 (「「異議なし」)の声あり」 ○議長(福塚 実)御がとうございました。 (「「異議なし」)の声あり」 ○議長(福塚 実)御録歳なしと認めます。 	(THRE NEW CONTRACTOR NEW CONTRACTO
---	--

-158 -

○議長(福塚 実)ただいま副議長が欠員となりました。○副議長(福塚 実)ただいま副議長が欠員となりました。○副議長(藤富美恵子議員の入場を許します。よって、藤富美恵子議員の副議長の辞職を許可することに決しました。〔「異議なし」の声あり〕	このたび、諸般の事情により副議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。 辞 職 願 令和五年十二月二十日	○議長(福塚 実)まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。 「藤冨美恵子議員退場」 ○議長(福塚 実)副議長辞職の件を議題といたします。	○議長(福塚 実)御異議なしと認めます。よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し議題とすることに決しました。〔「異議なし」の声あり〕お諮りします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。○議長(福塚 実)藤富美恵子議員から副議長の辞職願が提出されております。
--	---	---	---

○議長(福塚 実)意見調整のため、休憩いたします。

なって、回講員の14年いるお願いしたします。 投票箱を開き、投票の点検をさせます。 「事務局次長投票を点検」 これは先ほどの出席議員数に符号いたします。 そのうち 有効投票 十二票 無効投票 ゼロ票 無効投票 ゼロ票 蘇富美恵子議員 七票 終 勝啓議員 五票 以上のとおりであります。	 ○議長(福塚 実)投票漏れはございませんか。 ○議長(福塚 実)投票漏れなしと認めます。 ○議長(福塚 実)投票漏れなしと認めます。 ○議長(福塚 実)開票を行います。 〔議場開鎖〕 ○議長(福塚 実)開票を行います。 〔議場開鎖〕 ○議長(福塚 実)開票を行います。
--	---

嘉議員を指名いたします。

 ○議長(福塚 実)追加諸案及び日程を配布させます。 ○議長(福塚 実)追加日程第一、選第五号を議題といたします。 ○事務局長に朗読させます。 ○事務局長(西峯久美)選第五号 常任委員会委員の所属変更について。 五條市議会委員会条例第六条第三項の規定により、委員の所属変更を行う。 ○ 奇和五年十二月二十日提出 	 ○議長(福塚 実)御異議なしと認めます。よってこの際、常任委員会委員の所属変更を日程に追加することに決しました。 ○議長(福塚 実)御異議なしと認めます。よってこの際、常任委員会委員の所属変更を日程に追加することに決しました。 □ 「 異議なし」の声あり 〕 ○ 議長(福塚 実)御異議なしと認めます。よってこの際、常任委員会委員の所属変更を日程に追加することに決しました。 〔 「 異議なし」の声あり 〕 ○ 議長(福塚 実)御異議なしと認めます。よってこの際、常任委員会委員の所属変更を日程に追加することに決しました。
---	--

五條市議

会

○議長(福塚 実)意見調整のため休憩いたします。

休息後、手肩上のことのないのや、牛後二時六分休憩に入る

(休憩後、再開するに至らなかった)